

(様式2)新規評価シート

林務部 森林づくり推進課

事業名		山地治山		路河川名等		
事業毎の通番		1	市町村名	上田市	箇所名(ふりがな)	下塩尻(しもしおじり)
事業目的	H27年3月下旬に山腹(保安林)から下方にある市道へ落石が発生した。調査の結果、保安林内に不安定な転石があり、落石の恐れがあることが判明した。さらに、今回の落石発生源の上部には、露岩した不安定な岩石群が確認された。直下には、国道18号・しなの鉄道があり、交通が規制された場合は、物流や経済活動、通勤・通学等に極めて大きな影響が発生する。この他に、工場・個人商店・人家・市道等の地域に密着した保全対象が存在している。このため、不安定な岩石群は林内で固定し、散在する転石対策として落石防護柵工を設置し安全を確保したい。					
しあわせ信州創造プランにおける位置付け	4-1地域防災力の向上		事業実施の根拠法令等	森林法		
関連する事業、計画等						
保全対象・範囲 受益対象・範囲	工場等2棟・人家7戸・国道18号 200m・市道 350m・しなの鉄道200m・用水路 200m					
着手年度	平成28年度	事業期間	4年間	事業費(千円)	財源内訳(千円)	
完成年度(見込み)	平成31年度	費用対効果	8.67	国庫	その他 県債 一般財源	
全体事業内容(主な工種)	落石防護柵工 132m 落石予防工 5,400㎡		270,000	135,000	121,500 13,500	
28年度事業内容(主な工種)	落石防護柵工 132m 落石予防工 910㎡		71,200	35,600	32,040 3,560	
事業効果	直接的効果(定量的・定性的)	工場等2棟・人家7戸・国道18号 200m・市道 200m・しなの鉄道200m・用水路 200mの保全				
	間接的効果(定量的・定性的)	国道18号・しなの鉄道・工場等の安全が確保され、企業の生産活動及び物流、安定輸送に大きく寄与する。地域住民の安全・安心な生活環境の保全に寄与する。				
評価の視点	必要性	○人家戸数: 9戸 ○公共施設数: 4箇所 ○災害時要援護者関連施設の有無: なし ○保安林・林業用施設: 土砂流出防備保安林 100%			評価	B
	重要性	○過去の災害履歴: 毎年春先を中に小規模の落石が発生 ○交通遮断による地域経済への影響: 国道18号・しなの鉄道が含まれるため極めて大きい。 ○地域防災計画上の位置付け: あり			評価	A
	効率性	○費用便益比(B/C): 8.67 ○事業期間: 4年間(H28~H31) ○工法等の比較検討: 比較検討を実施した ○流域の総合調整: 上田市と調整中			評価	A
	緊急性	○流域の地形、地質: 第3紀層(緑色凝灰岩) ○平均溪床勾配(平均山腹勾配)平均35° ○下流の堰堤等の整備状況: なし ○山地災害危険地区危険度・土砂災害防止法指定区域 山地災害危険区域 A 土砂災害特別警戒区域あり			評価	A
	計画熟度	○事業情報の共有: 関係者を中心に周知 ○地域の取り組み: 地域住民より上田市に要望あり ○地域の合意形成: 事業目的について地域合意形成は得られている ○住民との協働: 落下した岩石は地元区が自力で復旧した			評価	B
部意見	調査の結果、不安定な転石や岩石群が判明したため、対策工事を行う必要がある	行政改革課意見	落石の発生を受けて実施した現地調査により不安定な転石や岩石群が判明しており、重要性が高く、緊急性も認められる。	評価結果	総合評価	○ A

【位置図、平面図、構造図等】(縮尺任意)

位置図

平面図

事業概要説明図表

事業周辺環境

①事業実施に至る歴史的経緯・社会的背景	同地区の落石対策は、平成17年まで実施されていたが、人家や工場等が集中していた箇所を優先し、今回の計画地は見送られていた。これまでも小さな径の落石は発生していたが、幸運にも人家や人命に直接の被害はなく、見過ごされていた。今回の落石はこれまでになく巨石で市道まで影響が及んだ。
②地域からの要望経緯及び地域の関わり	平成27年3月22日に地元区長から上田市の土木課へ市道に落石が発生したとの連絡があり、一時通行止めを行い3月24日に上田市と現地調査を実施した。
③事業説明等の経緯	上田市との合同調査後の当日に、調査結果及び今後の復旧予定を区長に説明した。区長は区役員会で調査結果等を説明し、上田市に対策工事の要望を行うことへの了解を得てから、平成27年4月6日に緊急の事業要望を上田市へ提出した。
④他事業・プロジェクトとの整合、関連	なし
⑤自然環境・生活環境への影響と配慮	落石発生危険地の直下に人家や工場等が存在するため、工事実施に伴う地形の形質変更を最小限とする。また、立木伐採は極力行わず落石エネルギーを抑制させ、環境にも配慮する一方、「国道18号」や「しなの鉄道」等の地域の重要な交通手段に支障が発生しないよう工法等を検討する。
⑥地域活性化への影響と配慮	工場や個人商店等が直下に存在するため、通勤者や来客者の安全と収益(企業)活動を阻害しないよう工法(仮設を含む)を採用し、通行止めは行わないよう工夫する。また、国道18号やしなの鉄道等の交通が規制された場合は、物流や経済活動及び通勤・通学等に極めて大きな影響が発生する。
⑦その他	土砂災害特別警戒区域 山地災害指定区域 A

事業代表地点の緯度経度

北緯:N 36-25-10
東経:E 138-12-20